

公益財団法人国際金融情報センター2024年度事業計画書

1. 調査事業

(1) 世界の主要国及び新興国・開発途上国の金融経済情勢を調査し、その成果を各種レポートにまとめる。世界経済の現状・見通しとこれを踏まえた 2024 年度の重点調査項目は次の通り。

世界経済は国・地域によるばらつきを伴いつつ回復ペースが減速している。グローバルにインフレの鈍化傾向がみられる中、先進国では、欧州と米国で利上げ停止から利下げの時期を探る局面に向かうと予想されるが、当面は金利が高めの水準にとどまることを主因として景気の減速が続くとの見通しである。新興国・途上国では、欧米経済の減速や中国経済の回復力の弱さを映じた輸出の停滞が景気の重石となっているが、内需を中心に緩やかな回復が続いている。ただし一部ではインフレの加速に伴う更なる金融引締め、原油生産量の低下、自然災害の影響などから回復ペースが大きく低下している。

実質 GDP 成長率（以下、成長率）は、先進国では 23 年の 1% 台半ばから 24 年は 1% 程度に減速し、25~26 年にかけて 1% 台後半に回復していき、新興国・途上国では 4% 程度のペースで回復を続けていくと予測する。世界全体では 3% 程度から 3% 台前半の成長率を見込むが、こうした成長率見通しに対するリスクは依然として下振れ方向に傾いている。

また先行きもインフレ動向と金融引締めの度合い、輸出・資源への依存度、自然災害の影響、地政学的リスクの影響などにより、国・地域によって回復ペースのばらつきが続く見通しである。

24 年に世界経済が直面する主なリスクを整理すると、①予想を上回るインフレの執拗な持続、②金利高止まりの長期化（新興国・途上国の資金調達・債務負担への影響を含む）、③これまでの金融引締めによる景気後退、④中国経済の回復ペースの遅れ（不動産市場の低迷が金融面に与える影響を含む）、⑤地政学的リスクの高まり（分断化の影響を含む）が挙げられる。

上記のような情勢を念頭に置き、金融経済の現状ならびに見通しについて積極的かつ分析的な情報提供に努めるとともに、以下のようなテーマを 2024 年度の重点

調査項目としたい。

- ① 高インフレ・高金利が継続していることに伴う影響（新興国の資金フロー、対外債務、家計債務への影響を含む）
- ② ウクライナ情勢の長期化および中東情勢緊迫化の影響
- ③ 欧米との対立も含めた中国の動向
- ④ アジア、中近東、中南米、東欧、アフリカの新興諸国の政治経済動向
- ⑤ 米国の政治、経済、外交通商の動向
- ⑥ ユーロ圏の経済動向および政治情勢
- ⑦ 原油価格をはじめとする国際商品市況（非鉄、穀物を含む）の動向
- ⑧ 気候変動・地政学リスクの経済・社会への影響

（２）従来の国別調査に加え、脱炭素化やサステイナブル・ファイナンス、フィンテック、デジタル通貨、デジタル・トランスフォーメーションなど会員の関心が高いテーマに関する調査に引き続き注力したい。

（３）世界の主要金融市場における規制動向（ESG 関連を含む）を把握し、本邦の金融機関・企業への影響等を考察する。

（４）為替市場の動向をフォローするほか、市場参加者の見方を継続的に集約したレポートを作成する。

（５）調査にあたり、海外出張によるヒアリングを通じた現地情報の収集に取り組む。

（６）内外の政策・監督当局者や有識者を講師とするセミナーや当財団職員による報告会等を通じて、レポート作成以外の形で積極的に情報提供する。セミナー等の開催については、オンラインを中心としたセミナー開催やホームページでの動画配信を通じての情報発信の充実を図る。

2. 経済制裁規制に関する情報等提供事業

当財団では、2006 年より経済制裁措置の対象者等に関する検索や照合ができる簡易システム、制裁者等データベースの提供を行っており、現時点で 200 以上の金融機関、特定事業者に情報を提供している。FATF 第 4 次相互審査を受けて当局が策

定した「マネロン・テロ資金・拡散金融対策に関する行動計画」において、金融機関等には適切な態勢整備が強く求められる中、多くの金融機関、特定事業者当財団の提供するシステム、データや関連情報を活用している。2022年2月のロシアによるウクライナへの軍事侵攻以降、ロシア、ベラルーシに対する資産凍結や輸出禁止など新たな経済制裁措置が次々に発動されているが、2023年にはハマスによるイスラエルへの戦闘、イエメンのフーシ派による船舶の攻撃が新たな制裁の発動につながるなど、金融機関等には引き続き新たな制裁措置内容の正確な理解、確実な履行が求められている。2024年度も引き続き制裁者データの正確な作成と迅速な提供、システムの機能改善を図るほか、EUの制裁リストの追加、海外要人データベースのさらなる拡充、規制に関する解説資料の提供、制裁措置の理解に役立つオンライン研修用の動画の制作・配信を行う予定である。

3. 個人利用システムの普及

公益財団移行を機にインターネット等を通じて、会員のみならず国民一般にも当財団の調査成果の普及を図る狙いから、個人利用システムを2013年2月から開始した。ホームページの改訂を受けて、2018年12月より新システムを開始した。今後のレポート販売状況を注視しながら、利用の促進を図っていきたい。

4. 委嘱・委託事業

本事業は会員等からの委嘱および省庁の入札参加等により、新興諸国・開発途上国の金融・財政や対外債務管理等に関する各種調査・研究を行い、また研究会や研修会等に関する事務を行うものである。2020年度にJICA案件（2022年度までの3年間）を受注し、2022年度までに4回のオンラインによる遠隔研修を実施した。2023年度にはJICA受託による来日研修を1回実施した。2024年度以降もJICA案件の受託に向け準備を行っている。

以 上